

宮城学院女子大学

トランスジェンダー学生の受け入れに関するガイドライン

本学は、「共生のための多様性宣言」を表明しました。この宣言の下、トランス女性（戸籍上男性であっても性自認が女性である人）を受け入れることを決定し、そのためのガイドラインをここに定めます。なお、「障害のある学生の支援に関する基本方針」は別途定めています。

「共生のための多様性宣言」

宮城学院女子大学は、本学に集うすべての学生の多様性と尊厳・人権を尊重します。年齢、信条、障害、エスニシティ、性的指向・性自認など、個人の特性や文化的背景を尊重し、そのための環境づくりに最善を尽くします。

「共生のための多様性宣言」に関する基本方針

1. 自己決定を尊重します。

各個人の特性に関わる情報の開示・非開示、またそれらの表現については、当事者の意思が尊重されるものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。

2. 修学の妨げを取り除くために最善を尽くします。

本学で学ぶすべての学生にとって、修学の妨げとなる事柄は、適切なプロセスによる合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません（合理的配慮）。

【ガイドライン目次】

1. 基本的な考え方と本学の取り組み状況
2. 名前と性別の情報とその管理について
3. 授業について
4. 学生生活について
5. 留学・学外実習（教育実習等）について
6. インターンシップ、就職活動、キャリア支援について
7. 周囲の対応およびカミングアウト等について
8. 相談窓口
9. 自己点検

1. 基本的な考え方と本学の取り組み状況

①受け入れの背景と理解促進に向けた本学の取り組み状況

本学では、正規カリキュラムに組み込まれた複数の必修科目において「性の多様性と人権」を取り上げ、学生全員がセクシュアルマイノリティについて学ぶ機会を設けてきました。

2017年に発足した「性の多様性と人権」検討委員会および2018年に引き継いだ「性の多様性と人権」委員会では、学生・教職員を対象に研修会、公開講演会、説明会等を継続的に行っています。2018年には学生の自主活動「にじいろプロジェクト」も立ち上がり、宮城学院をはじめ社会で性の多様性についての理解が広がることを目指し学内外で活動しています。今後も、様々な場面で、共生社会に向けての学びの機会を作っていきます。

②トランス女性について

トランス女性は「男性」ではなく「多様な女性のうちの一人」です。出生時に振り分けられた性（戸籍の性）が男性であることに“違和感がある”、あるいは“自認の性（女性）で生きたい、それを承認してほしいと切望している”人たちです。本学は、流動的な意味も含む「女性」すべてを守り、それぞれが自分らしく生きられる社会、多様な一人ひとりで構成される豊かな社会を目指します。みなさんが多様な他者と共に存在できるよう、大学の環境を整えていきます。

③「なりすまし」への対処について

男性が自認を偽って入学するいわゆる「なりすまし」が発覚した場合、学則に基づき退学とします。

2. 名前と性別の情報とその管理について

①学籍簿に記載する名前と性別について

学籍簿に記載する名前は戸籍名が原則ですが、本人の申し出により、学内表記すべてに通称を使用することができます。なお、通常、学籍簿には性別の記載はありません。

②通称を使用する場合

本人の申し出により、学内での通称使用が可能です。教務課に申し出の上、申請書を提出してください。所定の手続きの完了後、学内文書が一斉に変更されます。学位記をはじめ、本学が発行する各種証明書には、通称が記載されます。卒業後に申請する証明書にもその通称が記載されます。詳細は、教務課で「宮城学院女子大学における旧姓・通称使用に関する取扱い要項」を受け取り、確認してください。その上で、わからないこと、心配なことがある場合は、窓口で相談してください。

学外の奨学金や保険加入の手続き等については、通称使用ができない場合があります。

なお、本人からの求めに応じて「本学では、旧姓・通称使用を認めている」旨を記載した文書を交付し、旧姓・通称と戸籍の氏名を併記し証明することができます。

③戸籍上の氏名を変更した場合

教務課に変更届を提出してください。学籍簿、学生名簿、学内表記すべてが変更されます。

学外の奨学金を受けている方は、別途手続きが必要です。大学を通して手続きをしている場合は、学生課に申し出てください。個人応募の奨学金については、各団体に問い合わせてください。

④情報の管理について

学籍情報については厳重に管理し、授業や学生生活において必要な場合は、本人の承諾にもとづき、関係する教職員と共有します。教職員は、その内容を決して口外せず、他に情報が漏れないように注意します。ただし、緊急時（事故、急病等）には大学の判断で情報を提供することがあります。

3. 授業について

①体育実技の履修について（更衣）

本学には更衣室がなく、ロッカー室等を利用して着替えをしています※。「みんなのトイレ（RESTROOM for ALL）」（多目的トイレ）および下記に示す女子トイレ内に、着替えボード付の個室があるので、必要な場合は利用してください。

「みんなのトイレ（RESTROOM for ALL）」設置場所

- 人文館 2 階東側 ※オムツ交換台付
- 講義館 3 階北側
- 講義館 4 階北側
- 講義館 5 階南側
- 講義館 6 階北側
- 第二家政館 1 階
- 大学講堂 ※オムツ交換台付
- 体育館 1 階



みんなのトイレ マーク

「着替えボード付個室のある女子トイレ」

- 講義館 2 階中央
- 家政館 1 階
- 図書館 2 階

②授業等における呼称

通称使用が承認された場合、授業およびその他の活動においても、通称が使用されます。

4. 学生生活について

①「みんなのトイレ (RESTROOM for ALL)」(多目的トイレ)

多くのトイレは女子トイレ／男子トイレにわかれています。男女の区別なく利用できる「みんなのトイレ」を学内8カ所に設置しています。(場所は本ガイドライン3-①参照) どなたでも自由に利用できます。

②健康診断について

毎年4月に行われます。保健センターに申し出ることによって、受診時間をずらし、個別受診をすることが可能です。大学での受診を希望しない場合、校納金に含め徴収している検診費用の返金はできません。

③入学時オリエンテーションキャンプについて

本学では入学後、一部学科で一泊の宿泊研修「入学時オリエンテーションキャンプ」が行われます。不安等がある方は、窓口に申し出ることによって合理的配慮を検討することができます。

④学生センターでの宿泊

学内団体は、トイレ・風呂は共同で、個室の設備がありませんが、学生センターの宿泊利用ができます。

⑤学生寮

入寮できます。居室は、全て個室で、ユニットバス・トイレを完備しています。LDKや洗濯室等は共有スペースです。

⑥入学式、卒業式での服装について

本学は性の多様性とアイデンティティを尊重します。式典であることを踏まえた上で、各自にふさわしい服装や身なりで参加してください。

⑦サークル活動

サークル活動について心配なこと、配慮が必要な場合は学生課に相談してください。運動部での各連盟への登録等において、戸籍の性と自認の性が異なる場合、希望に添えない場合があるかもしれません。

⑧性自認の揺らぎに関する支援

各種先行研究から、性自認は揺らぐことがあって当然であると言われていています。入学後に、性自認や戸籍がどのように変わっても、学則に反しないかぎり、そのことを理由に退学になることはありません。本学はみなさんの卒業までの学びを支援します。個々のニーズに寄り添い可能な限りの支援を考えますので、もし悩んだ場合は、一人で抱え込まずに相談してください。

上記学生生活に関することについて、不安、困りごと等があれば学生課に相談してください。

5. 留学・学外実習（教育実習等）について

①留学について

海外留学については、留学プログラムの企画元や協定校によって受け入れ状況が異なるので、事前に調べるのが重要です。国際交流センターにおいて、留学先で必要とする生活環境や学習支援体制等の相談を行っていますので利用してください。

国内交換留学については、受け入れの可否を派遣先の大学が判断しますので、希望がかなわない場合があります。

②学外実習（教育実習・海外研修等）について

教育実習等の学外実習で想定されるトイレや更衣室の利用、服装等に関しては、事前に相談・調整が必要となります。実習はすべて学外機関での実施となるため、実習先の設備等の都合により、必ずしも希望に沿えるとは限りません。

海外研修等の宿泊を伴う研修の場合も、部屋割りやトイレ・入浴等のことについて事前相談が必要となります。

6. インターンシップ、就職活動、キャリア支援について

①インターンシップについて

インターンシップに参加するに当たり、特別な対応や相談が必要な場合は、キャリア支援課に相談してください。

②就職活動について

自分らしい生き方を実現するためのキャリア形成は、卒業後長く続くみなさんの人生においてとても重要です。社会とどのように関わりたいか考えたり、ロールモデルを見つけたりする等、日頃の学生生活において意識しておくといでしょう。実際の就職活動においては、自身の性自認等を開示して進めるか非開示とするか、企業等からの理解をどれだけ重視するか等、様々な要因が絡んできます。不安なことがある時には、キャリア支援課に相談してください。

LGBT等の就職（採用）については、行政上の差別解消の取組が行われ、「第4次男女共同参画基本計画」（閣議決定）において性的指向や性同一性障害への対応が指示され（2012.12）、地方自治体でも「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（2018.10）、「文京区男女平等参画推進条例」（2013.11施行）等のLGBTに係る条例等が制定されています。

産業界では、経済団体連合会が「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」（LGBTへの対応、2017.5）を公表しています。LGBT等の就職（採用）に好意的な企業（LGBTフレンドリー）は、そのことを開示し、必要な支援を行っているところもあります。そしてこうした企業の取組を評価する指標が、2016年に任意団体 work with Prideによって策定され、受賞した企業や団体がウェブサイトで公

表されていますので、参考にしてください。ただし、実際の現場にどこまでLGBTへの理解やフレンドリー精神が浸透しているかは企業等によりますので、就職活動の際は十分な下調べも必要です。

就職活動の具体については、キャリア支援課で相談を受け付けています。同課で実施する各種プログラム、行事、インターンシップの紹介等において特別な対応が必要な場合は、窓口で相談をしてください。必要に応じて、受け入れ先（企業等）との相談・協議等の対応をします。

③大学院への進学について

キャリア支援課、および卒業研究等指導の教員等に相談してください。

7. 周囲の対応およびカミングアウト等について

①カミングアウトとは

周囲に知られていない、あるいは知らせていない自身のこと（性・性自認、性的指向だけでなく、出自、信仰、家族・家庭の状況、等）について、他者に知らせることを「カミングアウト」といいます。学校や職場等の社会生活上の必要から行われる場合もありますが、「自分を偽る」といった苦痛や不利益の軽減のほか、一人の人間として尊厳のある生き方の実現を求めるといった意味も持ちます。よく誤解されるような、単なる少数者の自己主張や自己満足ではありません。またカミングアウトは、周囲の全ての人に対して一律に行われるのではなく、「誰に対しては」「どの範囲まで」と個々に判断する場合がありますし、カミングアウトしない当事者もいます。

②アウティングについて【主に周囲の方へ】

多くの場合、カミングアウトは「あなた」に対して行われたもので、その情報が、第三者に伝わることを含意してはいません。カミングアウトしたこと自体やその内容を当事者の意に反して第三者に暴露することを「アウティング」といいます。これは本人の尊厳を深く傷つけるだけでなく、意識的・無意識的な差別を背景として当事者に大きな精神的苦痛を与えます。こうしたアウティングは、自死（自殺）といった最悪の結果を招きかねません。故意や悪意によるアウティングに対して、本学はハラスメントとして対処します。善意のつもりであっても、本人が自己の情報をコントロールする権利を侵害するアウティングは、絶対にしてはいけません。

③カミングアウトが必要な時には【主に当事者の方へ】

カミングアウトの必要がありそうな時には、先にその内容や状況を整理しておく方が良いと思われます。一人で整理が難しい時、またどのように行えばよいか迷う場合等は、学生課や学生相談・特別支援センター（学生相談室）に相談することができ、守秘義務を負った担当者が必要に応じて関係各所と連携しながら対応します。アウティングで困っている場合も、相談窓口を通して対処することができます。

④カミングアウトされた時には【主に周囲の方へ】

それまでに表していなかった秘密を打ち明けられた時、戸惑いを感じることもあるかもしれません。当事者はあなたを信頼してカミングアウトをしているはずですので、当事者の気持ちを受け止めること

が一番ですが、もし、一人で受け止めきれない場合には、学生相談・特別支援センター（学生相談室）に相談することができます。「誰にも言わないでほしい」と言われてカミングアウトされた場合でも、守秘義務のある相談窓口の利用が可能です。

また、誤解されることがありますが、カミングアウトは「あなたは私の性的対象だ」といった宣言や性的関係の要求ではありません。それまでの関係性を破壊しようという意図で行われるものでもありません。

カミングアウトを受けても受けなくても、誰かを特別視することなく、学生（仲間）のひとりとして付き合い合っていくことが大切です。LGBT等の当事者と連携して支援する人々をアライ（Ally）と呼びますが、本学はこのアライの輪を広げていきたいと考えています。

⑤ハラスメントと覚えることがあった場合

他にも差別的な発言、会話等、ハラスメントと覚えた場合は、クラス担任やあなたが信頼できる教員、訪ねやすい教員に話してください。学生課、学生相談・特別支援センター（学生相談室）も利用できます。秘密はどこでも確実に守られます。

⑥多様性を包摂するキャンパスのための取り組みについて

既述したように、本学ではこれまで授業内外において性の多様性と人権について学ぶ機会を設けてきました。インクルーシブな大学を目指し、今後も研修会等の取組を続けていきますのでぜひ参加してください。各自で学びを深めたい場合は、図書館に関連書籍・映像作品も多くありますし、学生団体「にじいろプロジェクト」への参加もできます。次項で示す窓口で相談をすることも可能です。

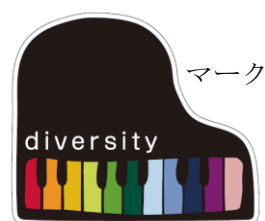
8. 相談窓口

このガイドラインに関する内容について、どなたでも相談することができます。その際、要望や相談の内容に応じ窓口を設定していますが、どこに行くわからない場合、迷う場合、漠然と話を聞いて欲しい等の場合は学生課に来てください。

学生課をはじめ、すべての相談窓口には守秘義務があります。相談を受けた場合、本人の希望と了解に基づき、必要に応じて関係組織と対応について協議します。



各相談窓口を列記しますが、それとは別に「アライマーク」を掲げた教職員が学内にいます。その教職員へも、安心して相談することができます。



①学内の相談窓口

相談内容	窓口	場所	電話番号
学生生活全般 どの窓口に相談していいかわからない場合	学生課	人文館 2 階	022-277-6271
授業に関すること	教務課	本館 2 階	022-279-4703
キャリア、就職活動、インターンシップに関すること	キャリア支援課	講義館 2 階 (C204)	022-279-4957
留学に関すること	国際交流センター	人文館 5 階 (A547)	022-279-5908
心と身体に関する相談	保健センター	本館 1 階	022-279-6733
	学生相談・特別支援センター (学生相談室)	人文館 2 階	022-277-6211
ハラスメントに関する相談	クラス担任、あなたが信頼できる教職員、訪ねやすい教職員		

②学外の相談窓口

- よりそいホットライン (岩手・宮城・福島専用) <https://www.since2011.net/yorisoi/>
相談日時：年中無休、24時間
電話番号：0120-279-226 (通話料無料)
※最初に音声ガイダンスが流れます。多様な性に関する相談は4番を選択してください。
- みやぎ男女共同参画相談室 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/jigyousoudan.html>
相談日時：毎月第2・4火曜日 正午から16時まで (祝日・休日を除く)。
電話番号：022-211-2570
※予約不要。要望により面接相談 (予約制) も行います。

9. 自己点検

本ガイドラインが有効に機能するよう、「性の多様性と人権」委員会において適宜ガイドラインの見直しを行います。

附則

1. 本ガイドラインは、2020年4月8日より施行する。
2. 本ガイドラインは、2022年3月29日より改正施行する。
3. 本ガイドラインは、2023年3月24日より改正施行する。